

第5章 水道料金制度等

- 1 水道料金制度の変遷
- 2 水道料金等の変遷
- 3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳
- 4 用途別・水量ランク別有収水量
- 5 年度別・用途別有収水量
- 6 年度別水道料金等調定状況
- 7 水道料金の徴収と督促等の状況
- 8 水道メータ一点検状況
- 9 水道料金の減免措置と特例計算
- 10 大阪府下 各市水道料金比較

1 水道料金制度の変遷

年 月 日	事 項	
昭和 26 4 1	水道料金創設（水道料金体系は用途別一律超過料金体系を採用） 水道メーター使用料創設	
29 7 1	第1回水道料金改定	
32 10 1	第2回水道料金改定	
34 3 1	第1回水道メーター使用料改定	
34 4 1	下止々呂美簡易水道料金創設	
37 4 1	第3回水道料金改定 第2回水道メーター使用料改定 第1回手数料改定	
39 4 1	栗生簡易水道料金創設	
40 7 1	第4回水道料金改定	
42 4 1	上止々呂美簡易水道料金創設 出納取扱金融機関に「住友銀行豊中支店」指定	
42 8 1	水道料金口座振替制度採用	
43 4 1	栗生簡易水道料金廃止	
44 10 8	下水道使用料徴収業務受託	
45 8 1	第3回水道メーター使用料改定	
46 6 1	口径別納付金制度採用	
46 10 1	水道料金計算業務の一部を電算処理委託（口座振替分のみ）	
47 10 1	水道料金計算業務の全部を電算処理委託	
49 6 1	隔月検針・隔月集金実施	
52 5 1	第1回口径別納付金改定	
52 10 1	水道料金の集金制を廃止し、納付制に切替 消込業務及び第1次督促状発行業務の電算処理委託	
53 4 1	第5回水道料金改定 第1回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 水道料金体系をすべて用途別一律超過料金体系から用途別段階別遡増制料金体系に変更 第2回手数料改定	
53 6 1	マンション等共同住宅に水道料金の特例計算を採用	

年　月　日			事　項
昭和 53	11	28	出納取扱金融機関（住友銀行）取扱店を豊中支店から箕面支店に変更
54	10	1	水道料金口座振替分の領収書を廃止し、振替済通知書に変更
55	1	4	既設開栓申込の電話受付を開始
55	10	1	第2次督促状及び停水予告状の発行業務を電算処理委託
57	5	1	第6回水道料金改定 第2回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第2回口径別納付金改定 第4回水道メーター使用料改定 第3回手数料改定 生活保護世帯に対し水道の基本料金及びメーター使用料の免除措置を実施
60	10	1	精算料金の徴収方法を窓口収納から「転居先への納付書郵送」「口座振替」「現地精算」のいずれかに変更 閉栓申込の電話受付を開始
61	4	1	第7回水道料金改定 第3回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 郵政省を収納取扱金融機関に指定
61	6	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を実施 ①母子年金、遺児年金、準母子年金又は遺族基礎年金のいずれかを受給している世帯 ②児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯 ③身体障害者（1級・2級）又は知的障害者（A・B ₁ ）のいる世帯
62	4	1	水道料金の転出精算分に郵便振替制度採用
平成 3	11	1	使用水量・消込原符の読み取り及び未納水道料金検索・納入通知書再発行のため小型OCR・オフィスコンピュータ導入
4	4	1	計量業務（上水道事業地域の一部）を業者委託
4	6	1	月4回の水道料金計算業務を月2回に変更

年　月　日			事　項
平成 6	4	1	第8回水道料金改定 第4回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定
8	3	1	水道料金システムの電算処理を業者委託から自己処理に切替 納入通知書その他各種通知書を封書からメールシーラーによる はがき型式に切替
9	6	1	第9回水道料金改定（消費税5%を外税で課税） 第5回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定（消費税5%を 外税で課税）
10	10	1	計量業務にハンディターミナルシステムを導入 滞納整理に領収書発行用ハンディターミナル導入
13	4	1	第10回水道料金改定 第6回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第5回水道メーター使用料改定
13	10	1	コンビニエンスストアでの収納取扱開始
15	2	5	口座振替伝送システムを導入
16	4	1	水道料金を消費税込みに改定 上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金を消費税込みに改定 水道メーター使用料を消費税込みに改定
18	10	1	生活保護世帯に対する水道料金（基本料金及びメーター使用料）の 福祉減免措置を廃止
19	3	29	北部簡易水道料金創設（平成19年箕面市条例第16号） *上水道料金と同様とする。
19	4	1	計量業務を業者委託
22	7	1	第11回水道料金改定
22	10	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を廃止
23	4	1	上止々呂美・下止々呂美・北部簡易水道料金廃止
25	7	1	第12回水道料金改定
25	10	1	クレジットカード払いでの収納取扱開始

2 水道料金等の変遷

(1) 水道料金の変遷（1ヶ月につき）

料 金 体 系			創 設		料 金 改 定	
					第 1 回	
(用途別一律超過料金体系)			昭和26年4月		昭和29年7月	
一 般 用	家事用	基本料金	10m ³ まで	200	10m ³ まで	200
		超過料金	1m ³ につき	25	1m ³ につき	25
一 般 用	普通営業用	基本料金	20m ³ まで	450	20m ³ まで	400
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	30
一 般 用	病院・官公署用	基本料金	20m ³ まで	350	20m ³ まで	350
		超過料金	1m ³ につき	20	1m ³ につき	20
一 般 用	学校用	基本料金	20m ³ まで	350	100m ³ まで	1,500
		超過料金	1m ³ につき	20	1m ³ につき	20
一 般 用	原動力・工事用	基本料金	30m ³ まで	750	30m ³ まで	750
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	30
一 般 用	湯屋用	基本料金	100m ³ まで	1,500	1m ³ につき	15
		超過料金	1m ³ につき	17		
一 般 用	工事その他臨時用	基本料金	1m ³ につき	30～ 100	1m ³ につき	30～ 100
		超過料金				
備 考						

料 金 体 系			料 金 改 定		
			第 5 回	第 6 回	第 7 回
(用途別段階別遞増制料金体系)			昭和53年4月	昭和57年5月	昭和61年4月
一 般 用		基本料金	8m ³ まで	320	400
		超過料金	9m ³ ～ 10m ³ まで	50	60
		(1m ³ につき)	11m ³ ～ 20m ³ まで	60	75
			21m ³ ～ 30m ³ まで	75	95
			31m ³ ～ 50m ³ まで	90	110
			51m ³ ～100m ³ まで	110	130
			101m ³ ～300m ³ まで	130	150
			301m ³ ～500m ³ まで	160	180
			501m ³ ～	190	210
湯 屋 用		基本料金	100m ³ まで	3,000	3,600
		超過料金	1m ³ につき	44	52
工 事 そ の 他 臨 時 用		基本料金	2m ³ まで	1m ³ につき 300	800 400
		超過料金	1m ³ につき		
備 考			*昭和53年4月 用途別段階別遞増制料金体系に変更		

(単位：円)

料金改定					
第2回		第3回		第4回	
昭和32年10月		昭和37年4月		昭和40年7月	
10m ³ まで	250	10m ³ まで	250	8m ³ まで 10m ³ まで	280 350
1m ³ につき	(1号)31 (2号)28	1m ³ につき	(1号)31 (2号)28	1m ³ につき	45
20m ³ まで	500	20m ³ まで	500	20m ³ まで	700
1m ³ につき	38	1m ³ につき	38	1m ³ につき	48
20m ³ まで	438	20m ³ まで	900	20m ³ まで	900
1m ³ につき	25	1m ³ につき	50	1m ³ につき	50
100m ³ まで	1,875	20m ³ まで	900	20m ³ まで	900
1m ³ につき	25	1m ³ につき	50	1m ³ につき	50
30m ³ まで	938	30m ³ まで	938	30m ³ まで	1,140
1m ³ につき	38	1m ³ につき	38	1m ³ につき	48
100m ³ まで	1,650	100m ³ まで	1,650	100m ³ まで	2,300
1m ³ につき	19	1m ³ につき	19	1m ³ につき	30
1m ³ につき	38	1m ³ につき	50	1m ³ につき	60

* 1号：2号適用者以外
2号：1メーターで2世帯以上使用の場合

(単位：円)

料金改定						
第8回	第9回	第10回		第11回	第12回	
平成6年4月	平成9年6月	平成13年4月	平成16年4月	平成22年7月	平成25年7月	平成26年4月
680	648	920	966.00	779.00	723.00	689
120	115	150	157.50	157.50	157.50	150
140	140	170	178.50	178.50	178.50	170
165	165	195	204.75	204.75	204.75	195
195	195	225	236.25	236.25	236.25	225
225	225	255	267.75	267.75	267.75	255
255	255	285	299.25	299.25	299.25	285
290	290	320	336.00	336.00	336.00	320
325	325	355	372.75	372.75	372.75	355
4,600	4,600	5,600	5,880.00	5,880.00	5,880.00	5,600
67	67	80	84.00	84.00	84.00	80
1,000	1,000	1,200	1,260.00	1,260.00	1,260.00	1,200
500	500	600	630.00	630.00	630.00	600

* 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税
* 平成16年4月1日から消費税込みに改定
* 平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税

(2) 簡易水道料金の変遷 (1ヶ月につき)

(単位:円)

料 金 体 系			創 設			
(用途別一律超過料金体系)			昭和34年4月		昭和42年4月	
			下止々呂美		上止々呂美	
一般用	家事用	基本料金	15m³まで	200	15m³まで	500
		超過料金	1m³につき	30	1m³につき	40
	普通営業用	基本料金	15m³まで	200	15m³まで	500
		超過料金	1m³につき	30	1m³につき	45
	病院・官公署	基本料金	20m³まで	500	20m³まで	500
	学校用	超過料金	1m³につき	30	1m³につき	30
工事その他臨時用	基本料金	1m³につき	50	1m³につき	50	50
	超過料金					
備 考						

料 金 体 系			料 金 改 定			
(用途別段階別遅増制料金体系)			第1回		第2回	
			昭和53年4月		昭和57年5月	
			下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美
一般用	基本料金	8m³まで	120	300	150	375
	超過料金 (1m³につき)	9m³ ～20m³まで	20	45	30	55
		21m³ ～50m³まで	40	50	50	60
		51m³～	45	55	55	65
工事その他臨時用	基本料金	2m³まで	1m³につき 300	1m³につき 300	1m³につき 400	1m³につき 400
	超過料金	1m³につき				
備 考			*昭和53年4月 用途別段階別遅増制料金体系に変更			

(単位:円)

料金改定										
第3回		第4回		第5回		第6回				
昭和61年4月		平成6年4月		平成9年6月		平成13年4月		平成16年4月		
下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美	上止々呂美	下止々呂美
320	540	380	630	362	600	920	920	966.00	966.00	
55	80	80	110	80	110	110	140	115.50	147.00	
80	90	110	125	110	125	140	155	147.00	162.75	
85	95	120	135	120	135	150	165	157.50	173.25	
800	800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	1,260.00	1,260.00	
400	400	500	500	500	500	600	600	630.00	630.00	
* 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税						* 平成16年4月1日から消費税込みに改定				

(3) 水道メーター使用料の変遷

(単位：円／月)

口径 (mm)	創設 昭和26年4月	第1回改定 昭和34年3月	第2回改定 昭和37年4月	第3回改定 昭和45年8月	第4回改定 昭和57年5月	第5回改定		
		昭和13年4月	昭和16年4月	昭和20年4月	昭和25年4月	昭和26年4月	昭和28年4月	昭和30年4月
13	20	20	45	45	50	25	26.25	25
16	25	25	—	—	—	—	—	—
20	30	30	80	80	100	50	52.50	50
25	40	使用者において設置	80	80	100	50	52.50	50
30	—		—	200	200	100	105.00	100
40	—		250	250	250	125	131.25	125
50	—		680	680	1,700	850	892.50	850
75	—		900	900	2,000	1,000	1,050.00	1,000
100	—		1,050	1,050	2,300	1,150	1,207.50	1,150
150	—		—	1,500	4,100	2,050	2,152.50	2,050
200	—		—	—	—	—	—	—

* 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税

* 平成16年4月1日から消費税込みに改定

* 平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税

(4) 口径別納付金の変遷

(単位：円)

口径 (mm)	創設 昭和46年6月	第1回改定 昭和52年5月	第2回改定		第3回改定 平成26年4月
		昭和57年5月	平成16年4月	平成26年4月	平成26年4月
13	20,000	40,000	80,000	84,000	80,000
20	50,000	100,000	170,000	178,500	170,000
25	90,000	180,000	310,000	325,500	310,000
30	140,000	280,000	480,000	504,000	480,000
40	280,000	560,000	950,000	997,500	950,000
50	490,000	980,000	1,670,000	1,753,500	1,670,000
75	1,330,000	2,660,000	4,520,000	4,746,000	4,520,000
100	2,730,000	5,460,000	9,280,000	9,744,000	9,280,000
150	7,540,000	15,080,000	25,640,000	26,922,000	25,640,000
200 以上	市長が別に定める	市長が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める

* 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税

* 平成16年4月1日から消費税込みに改定

* 平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税

3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳

用 途	栓 数		戸 数		有 収 水 量		備 考
	(栓)	構成率	(戸)	構成率	(m ³)	構成率	
1 家事用	51,061	95.8%	61,751	95.1%	12,003,311	84.6%	
2 営業用	1,415	2.7%	2,018	3.1%	1,203,993	8.5%	
3 官公署用	294	0.6%	296	0.5%	249,302	1.7%	
4 学校用	50	0.1%	420	0.6%	244,627	1.7%	
5 工場用	197	0.4%	197	0.3%	147,528	1.0%	
6 プール用	13	0.0%	13	0.0%	94,187	0.7%	
7 病院用	29	0.0%	29	0.0%	227,076	1.6%	
8 湯屋用	1	0.0%	1	0.0%	216	0.0%	
9 臨事用	227	0.4%	227	0.4%	24,071	0.2%	
合 計	53,287	100.0%	64,952	100.0%	14,194,311	100.0%	

4 用途別・水量ランク別有収水量

(1) 一般用

水量ランク	区分	用途別区分					
		家事用		営業用		官公署用	
0～8m ³	水量(m ³)	766,881		21,833		3,031	
	用途別比率 ランク比率	94.1%	6.4%	2.7%	1.8%	0.4%	1.2%
9～10m ³	水量(m ³)	394,774		6,459		1,159	
	用途別比率 ランク比率	97.8%	3.3%	1.6%	0.5%	0.3%	0.5%
11～20m ³	水量(m ³)	3,497,145		39,628		4,452	
	用途別比率 ランク比率	98.6%	29.1%	1.1%	3.3%	0.1%	1.8%
21～30m ³	水量(m ³)	2,958,712		36,102		2,421	
	用途別比率 ランク比率	98.5%	24.7%	1.2%	3.0%	0.1%	1.0%
31～50m ³	水量(m ³)	1,730,871		67,469		3,349	
	用途別比率 ランク比率	95.4%	14.4%	3.7%	5.6%	0.2%	1.3%
51～100m ³	水量(m ³)	290,435		101,767		11,456	
	用途別比率 ランク比率	68.2%	2.4%	23.9%	8.4%	2.7%	4.6%
101～300m ³	水量(m ³)	97,131		193,599		32,656	
	用途別比率 ランク比率	23.5%	0.8%	46.8%	16.1%	7.9%	13.1%
301～500m ³	水量(m ³)	31,326		101,943		28,511	
	用途別比率 ランク比率	13.2%	0.3%	43.0%	8.5%	12.0%	11.4%
501m ³ 以上	水量(m ³)	106,402		354,969		106,472	
	用途別比率 ランク比率	11.9%	0.9%	39.8%	29.5%	12.0%	42.7%
水量ランク外	水量(m ³)	2,129,634		280,224		55,795	
	用途別比率 ランク比率	81.4%	17.7%	10.7%	23.3%	2.1%	22.4%
計	水量(m ³)	12,003,311		1,203,993		249,302	
	用途別比率 ランク比率	84.7%	100.0%	8.5%	100.0%	1.8%	100.0%

*水量ランク外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

(2) 湯屋用

水量ランク	水 量 (m ³)
	ランク比率 (%)
0～100m ³	216
	100.0%
101m ³ 以上	0
	0.0%
水量ランク外	0
	0.0%
計	216
	100.0%

(3) 臨時用

水量ランク	水 量 (m ³)
	ランク比率 (%)
0～2m ³	1001
	4.2%
3m ³ 以上	22,991
	95.5%
水量ランク外	79
	0.3%
計	24,071
	100.0%

*水量ランク外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

用途別区分								計	
学校用		工場用		プール用		病院用			
21,528		1,527		108		167		815,075	
2.6%	8.8%	0.2%	1.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	100.0%	5.8%
0		1,034		19		145		403,590	
0.0%	0.0%	0.3%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	100.0%	2.8%
185		4,983		167		398		3,546,958	
0.0%	0.1%	0.2%	3.4%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	100.0%	25.0%
0		6,933		287		367		3,004,822	
0.0%	0.0%	0.2%	4.7%	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	100.0%	21.2%
56		11,466		397		887		1,814,495	
0.0%	0.0%	0.6%	7.8%	0.0%	0.4%	0.1%	0.4%	100.0%	12.8%
0		19,754		1,688		1,047		426,147	
0.0%	0.0%	4.6%	13.4%	0.4%	1.8%	0.2%	0.4%	100.0%	3.0%
41,682		33,187		9,339		5,712		413,306	
10.1%	17.0%	8.0%	22.5%	2.3%	9.9%	1.4%	2.5%	100.0%	2.9%
49,125		12,539		4,854		8,992		237,290	
20.7%	20.1%	5.3%	8.5%	2.0%	5.2%	3.8%	3.9%	100.0%	1.7%
93,210		28,862		25,324		176,052		891,291	
10.5%	38.1%	3.2%	19.5%	2.8%	26.9%	19.8%	77.5%	100.0%	6.3%
38,841		27,243		52,004		33,309		2,617,050	
1.5%	15.9%	1.0%	18.5%	2.0%	55.2%	1.3%	14.7%	100.0%	18.5%
244,627		147,528		94,187		227,076		14,170,024	
1.7%	100.0%	1.0%	100.0%	0.7%	100.0%	1.6%	100.0%	100.0%	100.0%

5 年度別・用途別有収水量

用 途	21年度(基準年度)		22 年 度		
	水量 (m ³)	構成比	水量 (m ³)	構成比	趨勢率
家 事 用	11,626,434	84.1%	11,808,468	84.2%	101.6%
営 業 用	1,218,565	8.8%	1,203,609	8.6%	98.8%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	765,060	5.5%	807,880	5.8%	105.6%
工 場 用	174,128	1.3%	163,186	1.2%	93.7%
臨 時 用	35,342	0.3%	31,915	0.2%	90.3%
合 計	13,819,529	100.0%	14,015,058	100.0%	101.4%

* 趨勢率は基準年度を100として算定した数値

6 年度別水道料金等調定状況

用 途 等	21年度(基準年度)		22 年 度		
	金額 (円)	構成比	金額 (円)	構成比	趨勢率
家 事 用	1,961,127,430	75.6%	1,893,030,260	74.8%	96.5%
営 業 用	332,260,708	12.8%	323,460,874	12.8%	97.4%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	232,273,912	9.0%	248,629,476	9.8%	107.0%
工 場 用	44,808,322	1.7%	41,906,011	1.7%	93.5%
臨 時 用	22,945,892	0.9%	22,691,382	0.9%	98.9%
小 計	2,593,416,264	100.0%	2,529,718,003	100.0%	97.5%
水 道 メ タ ー 使 用 料	28,724,033	—	30,198,304	—	105.1%
合 計	2,622,140,297	—	2,559,916,307	—	97.6%

* 趨勢率は基準年度を100として算定した数値

23年 度			24年 度			25年 度		
水量 (m ³)	構成比	趨勢率	水量 (m ³)	構成比	趨勢率	水量 (m ³)	構成比	趨勢率
11,904,631	84.6%	102.4%	11,894,261	84.8%	102.3%	12,003,311	84.6%	103.2%
1,183,700	8.4%	97.1%	1,157,976	8.2%	95.0%	1,203,993	8.5%	98.8%
785,785	5.6%	102.7%	807,831	5.8%	105.6%	815,408	5.7%	106.6%
153,747	1.1%	88.3%	141,366	1.0%	81.2%	147,528	1.0%	84.7%
42,270	0.3%	119.6%	29,722	0.2%	84.1%	24,071	0.2%	68.1%
14,070,133	100.0%	101.8%	14,031,156	100.0%	101.5%	14,194,311	100.0%	102.7%

23年 度			24年 度			25年 度		
金額 (円)	構成比	趨勢率	金額 (円)	構成比	趨勢率	金額 (円)	構成比	趨勢率
1,844,763,190	74.7%	94.1%	1,841,464,706	75.1%	93.9%	1,833,524,958	74.4%	93.5%
313,722,737	12.7%	94.4%	304,774,326	12.4%	91.7%	320,576,474	13.0%	96.5%
245,242,067	9.9%	105.6%	252,639,491	10.3%	108.8%	255,101,605	10.4%	109.8%
38,997,604	1.6%	87.0%	35,066,380	1.4%	78.3%	37,526,052	1.5%	83.7%
27,507,690	1.1%	119.9%	19,370,610	0.8%	84.4%	16,098,390	0.7%	70.2%
2,470,233,288	100.0%	95.3%	2,453,315,513	100.0%	94.6%	2,462,827,479	100.0%	95.0%
32,052,516	—	111.6%	33,011,151	—	114.9%	33,809,725	—	117.7%
2,502,285,804	—	95.4%	2,486,326,664	—	94.8%	2,496,637,204	—	95.2%

7 水道料金の徴収と督促等の状況

(1) 料金の徴収

料 金 徹 収 方 法	2 1 年 度		2 2 年 度	
	件数	構成比	件数	構成比
口 座 振 替	37,458	75.8%	37,847	75.2%
納 付 制	11,935	24.2%	12,486	24.8%
クレジットカード払い	0	0.0%	0	0.0%
合 計	49,393	100.0%	50,333	100.0%

* クレジットカード払いは平成25年10月1日から取り扱いを開始

(2) 料金の督促

料 金 の 督 促 等	2 1 年 度		2 2 年 度	
	件数	件数	件数	件数
1 次 督 促	15,618		14,417	
2 次 督 促	16,247		17,361	
停 水 予 告	3,602		3,116	
給 水 停 止 通 知	1,690		1,558	
給 水 停 止	753		659	

8 水道メータ一点検状況(平成25年度)

月	総件数 A	検針済件数					個人 メーター 検針	認定件数			
		一般 メーター	遠隔 メーター	開栓中	閉栓中	閉栓率 E / A		未点検認定分			
								不在	障害	位置 不明	
4	28,757	24,470	4,243	24,843	3,870	13.46%	44	14	25	4	
5	31,222	25,709	5,463	27,255	3,917	12.55%	50	23	17	0	
6	28,800	24,450	4,306	25,112	3,644	12.65%	44	14	23	0	
7	31,257	25,755	5,452	27,361	3,846	12.30%	50	28	9	0	
8	28,855	24,475	4,335	25,227	3,583	12.42%	45	16	23	0	
9	31,316	25,834	5,432	27,403	3,863	12.34%	50	21	31	0	
10	28,933	24,550	4,338	25,334	3,554	12.28%	45	11	17	1	
11	31,381	25,817	5,514	27,530	3,801	12.11%	50	27	18	0	
12	29,052	24,669	4,338	25,383	3,624	12.47%	45	17	30	0	
1	31,429	25,895	5,484	27,576	3,803	12.10%	50	28	21	0	
2	29,107	24,743	4,319	25,422	3,640	12.51%	45	9	21	0	
3	31,516	26,000	5,466	27,589	3,877	12.30%	50	32	15	1	
計	361,625	302,367	58,690	316,035	45,022	12.45%	568	240	250	6	

23年度		24年度		25年度	
件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
38,132	74.1%	38,538	74.3%	37,603	70.6%
13,343	25.9%	13,307	25.7%	14,082	26.4%
0	0.0%	0	0.0%	1,602	3.0%
51,475	100.0%	51,845	100.0%	53,287	100.0%

23年度		24年度		25年度	
件数	件数	件数	件数	件数	件数
13,374	12,744	13,467	13,467	17,210	17,210
16,876	16,530	3,476	3,476	3,158	3,158
4,368	1,294	1,196	1,196	560	503
1,563	644	503	503		

		認定件数						付帯業務			
		点検認定分				認定計 B + C D	認定率 D / A	漏水 発見	無届 転居	無断 使用	計
計 B	認定率 B / A	不動	破損	逆付	計 C	認定率 C / A					
43	0.15%	2	0	0	2	0.01%	45	0.16%	53	6	63
40	0.13%	2	0	0	2	0.01%	42	0.13%	55	5	117
37	0.13%	0	2	0	2	0.01%	39	0.14%	67	7	70
37	0.12%	1	1	0	2	0.01%	39	0.12%	58	3	77
39	0.14%	3	1	0	4	0.01%	43	0.15%	73	5	58
52	0.17%	2	0	0	2	0.01%	54	0.17%	85	4	78
29	0.10%	2	2	0	4	0.01%	33	0.11%	53	6	56
45	0.14%	0	0	0	0	0.00%	45	0.14%	72	3	73
47	0.16%	2	2	0	4	0.01%	51	0.18%	68	6	72
49	0.16%	1	0	0	1	0.00%	50	0.16%	64	1	75
30	0.10%	1	2	0	3	0.01%	33	0.11%	68	3	64
48	0.15%	0	0	0	0	0.00%	48	0.15%	63	2	61
496	0.14%	16	10	0	26	0.01%	522	0.14%	779	51	864
											1,694

9 水道料金の減免措置と特例計算

(1) 減免措置状況

用 途	区 分	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
漏 家事用	件数(件)	232	214	210	209	208
	水量(m ³)	11,523	11,407	14,057	11,050	12,440
	金額(円)	3,250,185	2,932,184	4,120,636	2,855,396	3,312,823
水 営業用	件数(件)	17	9	16	15	12
	水量(m ³)	3,543	611	15,777	1,102	2,559
	金額(円)	1,213,973	180,310	5,778,366	362,441	886,341
減 官公署用	件数(件)	4	5	6	4	7
	水量(m ³)	563	725	5,491	195	1,771
	金額(円)	206,551	261,003	2,022,178	50,794	632,798
免 その他	件数(件)	10	9	5	6	8
	水量(m ³)	1,910	18,079	2,509	652	4,298
	金額(円)	641,582	6,664,502	900,485	217,114	1,578,239
福祉減免	件数(件)	15,099	19,797	0	0	0
	水量(m ³)	228,990	150,859	0	0	0
	金額(円)	30,158,213	16,735,177	0	0	0
被災者特例減免	件数(件)	0	0	33	25	4
	水量(m ³)	0	0	5,009	3,524	235
	金額(円)	0	0	817,643	533,324	32,019
合 計	件数(件)	263	237	270	259	239
	水量(m ³)	17,539	30,822	42,843	16,523	21,303
	金額(円)	5,312,291	10,037,999	13,639,308	4,019,069	6,442,220

* 福祉減免は平成22年10月1日廃止

(2) 特例計算別栓数及び戸数

区 分	栓数 (栓)	割合	戸数 (戸)	割合
特 例 計 算	第 1 種	412	0.8%	10,298
	第 2 種	126	0.2%	2,264
	第 3 種	91	0.2%	1,081
	第 4 種	15,817	29.7%	15,832
	合 計	16,446	30.8%	29,475
全給水栓数・給水戸数		53,287	100.0%	64,952
				100.0%

(3) 特例計算の種別及び料金の算出方法

種 別	適用対象建物形態	水道料金の算出方法
特例計算 第 1 種	独立した生計を営む住居のみを単位とした共同住宅（以下「共同住宅」という。）で、その住居の規模が各戸とも概ね等しいもの	均等に使用したとみなされた1戸当たりの水量（市の親メーターで計量した水量を使用戸数で割る。）につき算出された水道料金に使用戸数を乗じる。
特例計算 第 2 種	1) 独立した生計若しくは事業を営む住居、店舗、事務所等が混在する多目的ビル又は業務用ビル（以下「多目的ビル等」という。）であるもの 2) 共同住宅で、その住居の規模が大きく異なるもの 3) 独立した生計を営む居室ごとに給水栓がない寮に類するものの	基本水量に使用戸数を乗じた水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から基本水量×使用戸数を引く。）については、1戸分としての超過料金を算出し、その金額に基本料金に使用戸数を乗じた金額を加える。
特例計算 第 3 種	特例計算第2種の適用建物に該当する多目的ビル等又は共同住宅で、住居、店舗、事務所等の一部に市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を引く。）については、特例計算第2種で料金を算定し、その金額に市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき算出した金額を加える。ただし、市の各戸メーター又は私設メーターが設置されていない室がすべて独立した生計を営む住居のみで、かつ、その室の規模が各室とも概ね等しいときは、特例計算第1種で料金を算出する。
特例計算 第 4 種	特例計算第1種又は特例計算第2種の適用建物に該当する共同住宅又は多目的ビル等で、すべての住居、店舗、事務所等ごとに市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき、各戸ごとに算出する。ただし、その合計金額が市の親メーターで計量した水量に基づき特例計算第1種で算出した水道料金に満たないときは、その差額を別途徴収する。

10 大阪府下 各市水道料金比較(30m³の場合)

6,000

平成26年(2014年)3月31日現在

・一般家庭用、1カ月、口径20mmで算定

・メーター使用料、消費税額を含む。

